

## 春日井市自立支援教育訓練給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。）第31条第1号の規定に基づく母子家庭自立支援教育訓練給付金及び同法第31条の10において準用する父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下これらを「給付金」という。）の支給について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給対象者)

第2条 給付金の対象者は、政令第27条第1項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する受給資格者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「給付金受給資格者」という。）とする。

- (1) 就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、政令第27条第1項の規定による教育訓練（以下「教育訓練」という。）を受けることが適職につくために必要であると認められる者
- (2) 過去に給付金の支給を受けたことがない者

(住所の異動者の取扱い)

第3条 給付金受給資格者が、教育訓練の修了日前に、市内に住所を有しなくなったとき及び給付金の対象者が、教育訓練の修了日後に市内に住所を有したときは、給付金の支給はしないものとする。

(教育訓練の指定)

第4条 省令第6条の5（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定により市長が指定する教育訓練は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号から第2号までに規定する教

育訓練とする。

(政令第27条第3項第2号の市長が指定する教育訓練)

第5条 政令第27条第3項第2号に規定する市長が指定する教育訓練は、雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練とする。

(事前相談)

第6条 市長は、省令第6条の6第1項(省令第6条の17の7において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申請を予定する者の就業経験、技能、資格の取得状況等から教育訓練講座の受講の必要性について把握するため、事前相談を実施するものとする。

(教育訓練講座の指定申請)

第7条 省令第6条の6第1項の規定による申請は、春日井市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)に同条第2項各号に掲げる書類のほか、本人確認書類その他の市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受講対象講座指定申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(教育訓練講座の指定)

第8条 市長は、教育訓練講座の指定をしたときは、春日井市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(第2号様式)により、指定をすることが適当でないとき、春日井市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座非該当通知書(第3号様式)により受給希望者に通知するものとする。

(対象講座の指定の取消)

第9条 受給希望者が、省令第6条の7第1項(省令第6条の17の7におい

て準用する場合を含む。)の規定により指定された教育訓練講座の受講を取りやめた場合は、指定を取り消すものとする。

(給付金の申請)

第10条 省令第6条の8第1項(省令第6条の17の7において準用する場合を含む。)の規定による申請は、春日井市自立支援教育訓練給付金支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に省令第6条の8第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 教育訓練給付金の額を証明する書類(教育訓練給付金を受給している場合に限る。)
- (2) 振込先金融機関の口座が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支給申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(支給の決定)

第11条 省令第6条の9第2項(省令第6条の17の7において準用する場合を含む。)の規定による通知は、春日井市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(第5号様式)又は春日井市自立支援教育訓練給付金却下決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(支給決定の取り消し)

第12条 市長は、給付金の受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、春日井市自立

支援教育訓練給付金支給決定取消通知書（第7号様式）により、給付金を返還させるときは春日井市自立支援教育訓練給付金返還請求書（第8号様式）により遅滞なく当該受給者に通知しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の春日井市自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定は、令和5年12月1日以後に教育訓練講座の指定申請があった給付金について適用し、同日前までの教育訓練講座の指定申請があった給付金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の春日井市自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。